

「組織的犯罪処罰法」改正案について慎重審議を求める意見書

東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を3年後に控え、政府はテロ行為を防止するための手段として「組織的犯罪処罰法」の改正案を今国会に提出した。

今般、「国際組織犯罪の防止に関する条約」を締結するための法整備として「テロ等準備罪」の新設が検討されているが、国際組織犯罪防止条約はテロ対策を主目的としたものではない。また、現行法においてもテロ行為などの準備行為を処罰する規定が存在していることから、現行法の規定に加えて、テロ行為等の準備行為の処罰を一般化する必要性や合理性が明らかにされなければならない。

また、「テロ等準備罪」は、一般市民が対象とならないよう、犯罪の主体を「組織的犯罪集団」とする、対象となる罪を絞り込む、構成要件に準備行為を加えるなどの対応を図るとされているが、様々な懸念があると指摘されている。

すなわち、犯罪の主体について政府見解は、正当な活動を行っていた団体であっても、その目的が犯罪を実行することに一変したと認められる場合には、「組織的犯罪集団」に当たり得るとしており、一般市民が取り締まりの対象になる可能性があり、組織的犯罪集団への変化を知るため、電話、メール、SNSなどが常時監視される監視社会の危険が高まるのではと懸念されている。

よって、本市議会は国に対し、「組織的犯罪処罰法」の改正案について、幅広い視点から時間をかけて慎重に審議することを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年5月15日

提出先 内閣総理大臣 殿
法務大臣

愛知県豊明市議会議長 月岡修一